

只木ゼミ後期第7問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

- 5 1. 弁護側は、認識不要説の学説検討の中で、同説は109条2項、110条2項の自己所有物の放火に関する限り適法な事実の認識によって故意責任を基礎づけるものであって、責任主義に反するとしているが、仮に責任主義の理解について弁護側の主張する立場に立ったとしても、例えば自己の所有物を焼損した際に、想定していなかった他者の所有物をも焼損したような場合、客観的にその可能性を認識できたとしても、主観のみによって適用される刑罰が大きく変わる事とならないか。

10

以上